

鳥取県公報

告示

昭和二十七年三月十三日
 号
 外
 日

本欄ノ大キキハ五列

鳥取縣告示第百三十三號

次の土地を保安施設地區豫定地にする旨の通知を受けたから森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四條の規定により告示する。

昭和二十七年三月十三日

鳥取縣知事 西尾愛治

郡	町村	大字	字	地番	全面積		要指定 実測又は 見込	施業要件	指定の 目的	指定 期間
					台帳	見実測又は 見込				
岩美	大茅	菅野	シヨブ谷	大内第三	一、六九三	三、七〇〇	町	一、植栽物に被害 を與ふる立木の ほか伐採を禁ず る	水源かん 養のため	二ケ年
同	同	同	同	大内第四	六三五	一、七〇〇	町	同	同	同
八頭	上私都	明邊	トイシ谷	六三ノ二	一〇〇〇	一、五〇〇	町	同	同	同
同	同	同	同	六三ノ三	〇〇〇	一、〇〇〇	町	一、植栽木の保護 撫育に努めなけ ればならない	同	同
同	同	同	同	六三ノ八	一、五〇〇	一、四〇〇	町	同	同	同

